

学校生活のきまり

竜王中学校

生徒が学業を充実向上させ、また秩序ある行動と公平平等な学校生活を確保することを目的として定められた「きまり」があります。

竜中生の誰もが、「楽しく充実した学校生活」を送り、「学力を高め」、社会の一員として必要なマナーやエチケットを身につけ、実行できる生徒に成長できることを期待します。

1. 服装について

※制服着用を原則とするが、生活状況により変更することがある。

『制服』

- 男子--学校指定の学生服。(校章ボタン付き。)
 - 夏の上衣は、白い半袖ワイシャツ・長袖ワイシャツ又は、開襟半袖シャツとする。
 - ベルトは幅3cm程度で黒か茶色とする。(つりバンドは使わない。)

- 女子--夏・冬とも学校指定のセーラー服。
 - スカートの丈。(床に膝立ちになり、スカートが床に付くこと。)

∞ 着用期間 ∞ [夏服・冬服の併用期間においては、下記の月以外とする。]

- 夏服着用：7月1日～8月31日
- 冬服着用：12月1日～4月30日

【儀式的な行事においては、下記のとおりとする。】

- 夏服着用：1学期終業式、2学期始業式
- 冬服着用：入学式、1学期始業式、2学期終業式、3学期始業式・終業式、卒業式

『名札』

- 定められた名札を、左の胸につける。
《登下校の安全を考慮して、取り外しができるようにしてもよい》

『防寒着』

- ジャンパー・薄いダウンジャケット。
- コート(ダッフル)・ウインドブレーカー。
- トレーナー、セーター。(冬の制服の下に着用。)
- 手袋、ネックウォーマー、マフラー。
- 冬期は、ストッキング・タイツ(黒色・肌色)の着用可。

*以上の防寒着などが通学時に使用できる。(ロングベンチコートは着用しない。)

*詳細については、10月に通知する。

『靴下』

- 男女とも黒・紺・白のソックス。(ワンポイント以内は可、ライン可。)
- ※儀式的な行事等においては、くるぶしソックスは着用しない。

『通学靴』

- 学校指定の運動靴。(記名する。)

『上履き』

- 学校指定の学年色靴。(記名する。)

2. 頭髪について

【共通】

- ① 前髪は、自然の状態で見にかからない。
- ② 染毛、パーマ、脱色、着色等の加工はしない。但し、縮毛修正のストレートパーマは除く。
- ③ 整髪料は、無香料とする。

【男子】

- ① 横髪は、耳にかからない程度。
- ② 後ろ髪は、襟にかからない程度。

【女子】

- ① 後ろ髪が長くなった場合、頭部の後ろで束ねる。(襟の1/3 までを限度とする。)
 - ・ 髪を結束する物は目立たない細いゴム(黒・紺・茶)とする。
 - ・ 髪を止める物は目立たないヘアピン(黒・紺・茶)とする。

※ 高校入試や就職のための面接においても問題のない髪型が基本となる。

* 極端に奇抜な髪型(ライン、モヒカン等)、左右が対称でないような髪型(アシメトリー)、エクステ(つけ毛)、編み込み(コーンロウ)、前髪・こめかみ部分の一部を垂らした髪型(通称:触覚)などは相応しくないものとする。

『入試の時だけ整えるのではなく、
普段からきちんとした髪型ができるようにする。』

3. 着用物について

(1) 制服の中に着用するもの。

《冬制服:男子》

- * 儀式的な行事や制服を着用しての校外学習等においては必ずワイシャツを着用する。
- * 運動に適した白・黒・グレー等、冬の制服の中に着て目立たないTシャツ、トレーナー、セーターなど。
- * ハイネック、フードのついたパーカーやシャツは、着用しない。

《冬制服:女子》

- * 運動に適した白・黒・グレー等、制服の中に着て目立たないTシャツ、トレーナー、セーターなど。
- * ハイネック、フードのついたパーカーやシャツは、着用しない。

《夏制服:男女》

- * 白色の下着またはワンポイントの白Tシャツ。

(2) 下 着

- ・ 吸汗速乾、保温を目的として着用することを推奨する。

(3) 体育着

- ・ 学年別に色分けされた学校指定のもの。
- ・ 制服の着用に準じる。
- ・ 指示があった場合は、その指示に従う。

(4) 水泳着

- ・ 黒または紺で単色の水着。(セパレート水着及びラッシュガードの使用可能。)
- *詳細については、6月に通知する。

(5) カバン

- ・ 学校指定のカバン・サブバック。
(目印として、キーホルダー等、お守り程度の大きさのものを一つ付けて良い。)

(6) その他

- ・ 防災ズキンを用意する。(座布団)
- ・ 部活動で使用できるTシャツは、各競技専門部で販売されている物または各部で揃えた物とする。

4. 通学方法等について

(1) 通学道路…定められた道路を通学する。

(2) 通学方法…徒歩が原則であるが、一部の生徒に自転車通学を認める。

*自転車通学について(自転車通学のきまりを参照)

- ・ 学校で指定した道路で区切る。(別途:地図で示された許可範囲。)
- ・ 許可を得た(許可ステッカー)自転車で、ヘルメットを必ず着用。
- ・ 通学許可申請期間中のみ受け付ける。年度途中での申請は認めない。
(ただし、転居により、学校から遠距離になった場合は考慮する。)
- ・ 自転車通学者は、所定の置き場に止める。
- ・ 自転車整備を行い、自転車保険に加入する。
- ・ 違反があった場合は、別に定める罰則に従う。

(3) 部活動自転車登校について(部活動自転車通学のきまりを参照)

- ・ 許可を得た(許可ステッカー)自転車で、ヘルメットを必ず着用。
- ・ 週休日及び再登校の日の自転車登校。(半日で、給食がない場合。)
- ・ 部活動自転車登校者は、各部の所定の置き場に止める。
- ・ 自転車整備を行い、自転車保険に加入する。
- ・ 違反があった場合は、別に定める罰則に従う。

5. 所持品について

(1) 学校で必要とするもの以外は、持ってこない。

(2) 通学靴、上履き、教科書等の持ち物には、必ず記名する。

6. 各種の届出の必要なものについて

(1) 自転車通学は、必ず届け出て許可を得る。

(2) 欠席・遅刻・早退等は、必ず届け出る。

- ・ メールによる連絡。(前日19:00以降、当日朝8:00まで。)
- ・ 電話による連絡。(当日の朝8:00までに保護者が直接学校へ連絡する。)

(3) 携帯電話の校内持ち込みは、「原則として禁止」する。

持ち込みがどうしても必要な場合は、あらかじめ保護者が担任に書面をもって許可を申請する。生徒の健康・安全面を考慮してやむをえないと判断した場合に許可をする。

(4) アルバイトは学校教育法・労働基準法により認められていない。(原則として禁止である。)
ただし、特別な事情がある場合は、保護者・雇用者・学校の三者で協議し、決定する。

7. その他のきまり「家庭に関する内容は、保護者もご指導ください。」

- (1) 登校後は、校外に出ない。やむを得ず外出する場合は教師の許可を得る。
- (2) 上履き・下履きの区別をつける。
- (3) 化粧・香水・マニキュア・ピアス・ブレスレット・ネックレス等の装飾品をつけない。
 - 制汗剤等は、無香料とする。
 - リップクリームは、無香料・無着色とする。
- (4) マスクを使用するときは、不織布の白色を基調とした色とするが皮膚アレルギーなどは、その限りではない。
- (5) 給食は、エプロン・マスクをして給食をとりに行く。
- (6) 職員室入室の際は、カバン・コートなどは、廊下に置く。
テスト前・テスト期間中・成績処理中は、職員室に入室できないので、用事があるときは、入り口で教職員を呼び、廊下で用件を済ませます。
※鍵を借用する時と、清掃当番は清掃時に入室できる。
- (7) 外出時には、目的・行き先・同行者・帰宅時間等を家の人に告げておく。
- (8) 夜間の外出、夜遊びはしない。
- (9) 保護者の付き添いなしで、生徒だけの外泊をしない。
- (10) 生徒だけで遊戯場（ゲームセンター・カラオケハウス等）への出入りはしない。

8. 注意すべきこと

携帯電話（スマートフォン）やパソコンを利用した有害サイトへのアクセス掲示板やLINE等のSNS・ブログでの誹謗中傷から生じるトラブルに関わらない。

附則（一部改正・名称）

- この「学校生活のきまり」は、令和元年4月1日から施行する。
- この「学校生活のきまり」は、令和3年4月1日から施行する。
- この「学校生活のきまり」は、令和5年4月1日から施行する。